

# 国民生活安定緊急措置法 施行状況報告書

〔令和 7 年 7 月 1 日から  
令和 8 年 1 月 31 日まで〕

令和 8 年 2 月

この報告は、国民生活安定緊急措置法第 28 条の規定に基づく令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間におけるこの法律の施行状況に関する報告である。

## 国民生活安定緊急措置法の施行状況

国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号。以下「法」という。）の令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間における法の施行状況は以下のとおりである。

### 譲渡の禁止の解除

令和 7 年 7 月 1 日現在で、米穀は法第 26 条第 1 項の政令で指定する生活関連物資等とされており、米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととともに、この規定に違反した場合について罰則を定めていた。

米穀については、需給のひっ迫が改善されるなど、法の規定による指定の要件に該当しなくなったことから、当該指定の解除について、法第 27 条に基づき消費者委員会へ諮問し、令和 8 年 1 月 13 日に答申された。これを受け、法第 26 条第 1 項、第 31 条及び第 37 条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 3 号）を制定した。同政令は同月 21 日に公布され、同月 22 日から施行された。同政令において、米穀は生活関連物資等としての指定が解除されるとともに、譲渡の禁止の規制が解除された。